

平成 26 年 12 月 1 日

第 8 回倉吉市議会定例会議案提案理由説明

倉吉市長

それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今議会に上程されました議案は、

報告案件	5 件	
専決案件	1 件	
予算案件	10 件	
条例案件	4 件	
一般案件	4 件	の合計 24 件であります。

まず、報告第 10 号から報告第 13 号はいずれも議会の委任による専決処分についてであります。

報告第10号については、平成26年9月11日に市嘱託職員が関金都市3号公園内で草刈り作業中、草刈り機で飛んだ石が隣接する広場に駐車中の車両に当たり、車両に損害を与えたことによる損害賠償の額の決定について専決処分を行ったものです。

報告第11号については、学校給食を受けた児童の保護者が多額の学校給食費を滞納し、再三にわたる督促又は催告にもかかわらず、学校給食費を納付しなかったため、訴えを提起するものであります。

報告第12号については、平成26年6月30日、市職員運転の公用車が国道179号を北方へ直進中、青信号の伊木西交差点内に進入した際に、対向車線から相手車両が右折進入したため、双方の車両が衝突し、相手車両に損害を与えたことによる損害賠償の額の決定について専決処分を行ったものです。

報告第 13 号については、平成 26 年 9 月 25 日に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正す

る法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成26年政令第313号)において、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)が改正され、平成26年12月1日から施行されることに伴い、同様の改正を行うものです。

次に、議案第72号、専決処分(平成26年度倉吉市一般会計補正予算(第6号))についてであります。

12月14日に施行予定の第47回衆議院議員総選挙に伴う費用について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、承認を求めるものです。

次に、議案第73号、平成26年度倉吉市一般会計補正予算(第7号)についてであります。

初めに、地域産業振興基金積立金についてであります。

本市出身で市の産業振興に多大な尽力をいただいている廣川株式会社 廣川仁 会長からの寄附金をくらしよし産業元気条例に基づく、地域産業振興ビジョンの取り組みに活用しようとするもので、地域産業振興基金を新設し、1億円の積立てを行うものです。

次に、大谷工業団地再整備事業についてであります。

市内企業の事業拡大に対応するため、大谷工業団地内に用地を確保するもので、用地買収、補償に係る費用として2,863万円余を計上しております。

次に、農地集積・集約化対策事業についてであります。

農業構造の改革と生産コスト削減による農業の競争力強化を図るため、農地中間管理機構による担い手への農地集積と集約化に協力する地域や農業者を支援するもので、補助金810万円を計上しております。

次に、成徳小学校耐震補強事業についてであります。

児童の安全・安心な教育環境の確保及び災害時の地域住民の避難場所としての機能を確保するため、耐震化する教室棟の仮設校舎建設に係る実施設計を行う費用 300 万円を計上しております。

次に、手話通訳者派遣費についてであります。

市民の皆様にかかれた議会を推進するため、市議会 3 月定例会から手話通訳を実施するもので、手話通訳者の派遣費用 29 万円を計上しております。

その他各事業の決算を見込んだ結果、補正総額は 6,851 万 8 千円の減額で、補正後の予算総額は、294 億 1,337 万 9 千円となります。

次に、議案第 74 号から第 81 号までの平成 26 年度各特別会計補正予算についてであります。

これらは、概ね年度末までの各事業の決算を見込んだものであり、特別会計全体で 6,789 万 6 千円を追加し、補正後予算総額を 157 億 1,345 万 8 千円としたものであります。

次に、議案第 82 号 平成 26 年度倉吉市水道事業会計補正予算(第 1 号)についてであります。

決算見込みによるものであり、収益的収入におきまして 148 万 5 千円の減額、収益的支出におきまして 590 万 6 千円の減額補正を行い、今年度の純利益として、8,448 万 6 千円を予定するものであります。

また、資本的支出におきまして 2,632 万 8 千円の減額補正を行うものであり、これにより収入不足額は 3 億 1,010 万 9 千円となりますが、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金等をもって補填するものであります。

次に、議案第83号 倉吉市情報公開条例及び倉吉市個人情報保護条例の一部改正についてであります。

公正で開かれた市政の一層の推進に寄与するため、何人も公文書の開示を請求することができるよう開示請求権を拡大し、あわせて、国及び県内他自治体の相当規定を参酌して不開示情報を整理するとともに公文書の開示の手續に所要の改正を行うよう倉吉市情報公開条例の一部を改正するものです。また、同様に、倉吉市個人情報保護条例についても、保有個人情報の開示の手續に所要の改正を行うものです。

次に、議案第84号 倉吉市地域産業振興基金条例の制定についてであります。

本市の地域産業の振興を図るため、倉吉市地域産業振興基金を設置するものです。

次に、議案第85号 倉吉市立保育所条例の一部改正についてであります。

定員を恒常的に超過する状態が生じている上井保育園及び社保育園の定員を改めるとともに、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴い、保育料、入所手續等については、別に定めることとしたため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第86号 倉吉市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

出産育児一時金の額を14,000円引き上げるよう健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）が改正されました。本市としても、被用者保険との均衡及び妊産婦の経済的負担の軽減による子育て支援の充実を目的として、現行の給付総額を維持するよう出産育児一時金の額の引き上げを行うものです。

次に、議案第87号 財産の減額譲渡についてであります。

私学振興及び社会福祉向上を図るため、河北土地区画整理事業により整備し

た土地について、現在土地を使用している学校法人及び社会福祉法人に土地を減額譲渡するものです。

次に、議案第 88 号及び議案第 89 号についてであります。

何れも公募により選定した公の施設である「エキパル倉吉及び倉吉市駐車場」と「倉吉市営温水プール」の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 90 号 鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議についてであります。

鳥取中部ふるさと広域連合負担金について、滞納整理費の負担割合の算定を事務経費に応じたものにするための鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更に係る協議について、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、本市議会の議決を求めるものであります。

最後に、本日、追加で上程されました報告案件につきまして、ご説明申し上げます。

報告第 14 号、議会の委任による専決処分についてであります。

報告第 11 号でご説明しました訴えの提起について、和解の専決処分を行ったものです。

以上、今回提案しました諸議案につきまして、その概要をご説明いたしました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。